

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯)

ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせです。
ひとり親世帯のため、新たな給付金の支給が実施されます。

■支給対象者

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金(遺族年金、障害年金等)を受給していることにより令和4年4月の児童扶養手当の支給を受けていない世帯
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している世帯と同じ水準になっている世帯

■給付額

児童1人当たり一律5万円

■給付金の支給手続き

- ①に該当
▼令和4年6月に児童扶養手当を支給している口座に支給済みです。
- ②、③に該当
▼給付金を受け取るには **申請が必要** です。
▼申請書を必要書類(本人確認書類、口座確認書類、戸籍謄本等)とともに役場福祉課の窓口へ提出してください。
▼申請内容を確認して指定口座に熊本県から振り込まれます。
(申請書は福祉課にあります。町ホームページにも掲載しています。)

■申請期限

令和5年2月28日(火)

▶提出先・問い合わせ先:福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対し、国による全国一律の支援として、給付金を支給するものです。

■支給対象者 次のいずれかに該当する人(ひとり親世帯除く)

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けていて、令和4年度の住民税均等割が非課税
- ②令和4年4月以降に生まれた児童分の児童手当または令和4年4月以降に新たに特別児童扶養手当の受給者となって、令和4年度住民税均等割が非課税
- ③①・②以外で、18歳に到達する年度末までの子ども(障害児は20歳未満)の養育者で、令和4年度の住民税均等割が非課税または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税と同水準になっている

■給付額

児童1人当たり一律5万円(①・②に該当する人への振込は、7月下旬から順次進める予定です。)

■給付金の支給手続き

- ①・②申請不要
 - ③申請書等(申請窓口で配付または町WEBサイトからダウンロードし、印刷)を福祉課 子育て支援係へ提出
- ### ■必要書類等
- ③申請者・請求者の本人確認書類(写)、受取口座を確認できる書類(写)
 - ③のうち家計急変の場合は、申請者及び配偶者等の令和4年1月以降の任意の1か月分の給与明細、事業の収入額及び事業に要した経費がわかる帳簿または年金額のわかる書類

■申請期限

令和5年2月28日(火)

▶提出先・問い合わせ先:福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

知っていますか? 国民年金保険料の免除制度

収入の減少や失業等により毎月の保険料を納めることが難しくなることがあります。
保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取れない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、保険料を「全額免除」または「一部免除」する制度があります。

*免除の承認を受けた期間は、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。

全額免除…保険料の全額を免除

一部免除…保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

免除を受けるための条件

本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が、一定の金額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※例:令和3年7月~令和4年6月の保険料は令和2年中の所得で、審査を行います。

申請が必要です

申請する場合は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(申請書は税務住民課窓口、日本年金機構ホームページにあります)を、役場税務住民課住民係窓口もしくはお近くの年金事務所に提出してください。

*納付猶予…50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予される制度

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者の期間を対象とした産前産後期間の保険料免除制度が平成31年4月から開始されました。産前産後免除の期間は年金を受けるための期間として計算されるうえ、老齢基礎年金額に満額が反映されます。

問 税務住民課 住民係 ☎57-8502

新型コロナウイルス感染症の影響により、 収入が減少した保険者等への

令和4年度 国民健康保険税減免のお知らせ

次の要件を満たす人は、**保険税の減免の申請ができます。**

【保険税の減免の対象となる人】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人 → **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる世帯の人 → **保険税の一部を減額**

※保険税が一部減額される具体的な要件

主たる生計維持者について:(1)~(3)全てを満たすこと
(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
(2)前年の所得の合計額が1000万円以下であること
(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

申請する人は、収入を証明する書類等必要書類を添え、各納期限前までに申請してください。

問 税務住民課 住民税係 ☎57-8549